



秋厚労ニュース

NO1893号

2019年2月28日

秋田県厚生連労働組合

秋田市山王5-4-2

TEL 018(864)3341

FAX 018(864)3349

労働法知り職場変える



春闘決起集会

2月23日(土)、秋田市のルポールみずほで春闘決起集会が開催され、41人が参加。東京法律事務所の笹山尚人弁護士が「労働組合活動の意義をつかみなおして春闘の成功を〜楽しく、かつ、戦闘的に〜」と題して講演しました。



秋厚労 春闘決起集会

職場を変えるには労働組合が必要

笹山弁護士は、労働組合の必要性について「例えば、パワハラ裁判で被害者が勝っても、加害者が反省するとは限らない。被害者は復職後、さらなるイジメを受ける可能性も。職場に応援してくれる仲間がいなければ、職場全体を変えることは難しい。だから、労働者が団結して運動するため、労働組合が必要」と話した。

労働組合は法律で守られている

労働組合が団体交渉を申し込めば、使用者は拒めません。さらに法律は、労働組合が使用者と対等に交渉するために、いくつかの手段を保障しています。

例えば、使用者との交渉を前進させるため「ストライキ(意図的に仕事をしないこと)」をすることができ、個人が勝手に仕事を休めば、業務命令違反にあたる可能性も。しかし、労働組合が要求実現のために行うストライキは、罪に問われません。

実現可能な目標づくり

笹山弁護士は、「組合活動をいきいきと行うため

春闘 みんなで行う取り組み

団体交渉に参加できない人も、要求の実現を求めていることを表す運動

☆ 春闘ワッペン ~交渉妥結まで

☆ ストライキ権確立批准投票

2/25(月)~3/4(月)

☆ 時間外手当100%請求期間

3/4(月)~15(金)

☆ 早朝集会 3/15(金)

には、周りの仲間の情報を集め、実現可能な目標をたてるのが大事」と話します。いつまでに何をするか、計画・実行し、うまくいったらみんなに知らせて共有。法律の知識を身につけ、「働き方改革で労働法制がどう変わったのか」など、知るところ・知らせることが大事、と呼びかけました。

秋厚労 時間外100%請求期間など実施

秋厚労は春闘にあわせて、「みんなで行う取り組み」を提案しています。春闘ワッペン・ストライキ権確立批准投票・早朝集

会、団体交渉に参加できなかった人も「要求実現を強く求めている」ことを経営者に示す取り組み。時間外労働は現場の人手不足を表す指標の一つ。「100%請求期間」では皆で手当を請求し、経営者に人手不足の実態を伝えます。